

参議院電気通信・内閣連合委員会會議録第一号

昭和二十五年二月十五日(水曜日)午後
一時三十三分開会

委員氏名

電気通信委員
委員長 松野 喜内君
委員 藤枝 昭信君 大島 定吉君
木村 三郎君 尾崎 行輝君
新谷 實三郎君 高田 寛君
水橋 藤作君

内閣委員

委員長 河井 彌八君
委員 梅津 錦一君 淺岡 信夫君
大屋 晋三君 小林 英三君
藤井 新一君 稻垣 平太郎君
小杉 繁安君 下條 康磨君
竹下 豊次君 町村 敬貴君
堀 眞琴君 三好 始君

本日の會議に付した事件
○電波監理委員会設置法案(内閣送付)

〔松野喜内君委員長席に著く〕

○委員長(松野喜内君) それではこれから電気通信、内閣連合委員会を開催いたします。本日の議題は電波監理委員会設置法案予備審査についてであります。最初に提案者の方の提案理由を簡単に御説明願います。

○政府委員(尾形六郎兵衛君) 提案理由を簡単に御説明申し上げます。電波及び放送に関する監督行政は現在電気通信省の外局でありますところの電波庁において掌つておりますが、電気通信省は他面みずから多数の無線施設を運

用して公衆通信の事業を行なつておるのであります。この部面におきましてはその他の無線施設者、例えば国家公安委員会、海上保安庁、気象台、日本国有鉄道、一般民間の船舶無線、漁業無線、放送無線等の施設者等と全く同列に立つものであります。本国会に別途提出いたしました電波法案及び放送法案におきまして、この趣旨で電波及び放送に関する監督行政が公平

かつ無差別に行われることになつておるのであります。この見地から考へましても、電気通信省のみならず施設者であると同時に監督庁であることは適當でないでございまして、従つて電波及び放送に関する監督行政機関はこれを電気通信省の外に設けることが適當なものでございまして、政府各機関の無線施設の中正、公平なる監督を行うことを考慮いたしますれば、総理府の外局とすることが最も適當と考えられるのでございます。

次に総理府の外局としてこの行政機関を設けます場合の形体でございまして、この種行政が特に公平性、不偏不党性及び政策の恒久性を強く要望せられることに鑑みまして、委員会制をとることとしたし、且つその委員の選任については一党一派又は特定の利益關係に偏することのないように十分の考慮を拂うと共に、委員は毎年一名ずつ交代することとした次第でござい

ます。尚、本委員会の設置に伴ひ現在の電波庁はこの委員会の事務局に移行することとしたしまして、電気通信省設置法その他の法律に所要の改正を加えることとした次第でございまして、何とぞ御審議の上本法案を成立せしめられますよう、格別の御配慮を賜わんことをお願いいたします。

○委員長(松野喜内君) 只今提案の理由の御説明がありました。御質問等ありましたら、逐次一つ御発言をお願い

○河井彌八君 只今政府委員から提案の理由を伺いました。私はこの際この設置法の内容につきまして、大体の説明を政府から承りたいと思ひます。

○政府委員(尾形六郎兵衛君) それでは本電波監理委員会設置法案の概要を御説明申し上げます。本設置法案の提案理由につきましては、只今尾形政務次官からお話ありました通りでございまして、その提案理由にもありますごとく、この委員会は公平な立場からこの電波行政をやるという使命を持つておりまして、それを達成するために以下逐條規定されておるのであります。第一條は他の一般の設置法にもありますごとく、その設置法の目的を書いてございまして、第二條はこの電波監理委員会が国家行政組織法の枠内におきまして、総理府の外局としてこの委員会が作られることを定められたものであります。第三條は委員会の所掌事務。第四條は一般の設置法の例に従ひまして、委員会の権限を定めております。但しこの権限はこの條にもございまして、

の権限の行使は法律に従つてなさなければならぬということになつております。この法律と申しますものは、その主たるものとして電波法或いは放送法というやうなものが挙げられるのでございます。この四條の内容は、第一号から第十四号までは大体他の設置法の例でございまして、以下はこの電波監理委員会に所掌せしめられましたところのこの電波行政に関する権限を意味したものであります。第五條は委員会の組織でございまして、委員長一人及び委員六人を以て構成することにしたしております。第六條以下第十七條までは、委員長及び委員の任命、その他いづれも他の委員会の例に準ずるものでございまして、第十八條は委員会の議決事項を総理大臣に報告すること、及び委員会の調査事項を総理大臣経由で国会に報告する定めでございまして、委員会と政府並びに国会との連絡關係を密ならしめたものでござい

ます。第十九條は、先程申し上げました電波法によりますところの聴聞を行うための審理官を置くこと。大体その審理官の任命並びに罷免に関する規定でございまして、これはアメリカのいわゆるエグゼクティブの例を我が国において採用しようとするその最初の試みでございまして、第二十條は委員会の事務局として電波監理総局を置くとの定めでございまして、その設置、所掌事務、その長たる長官に関する規定及び事務局への委任の根拠を定めてござい

ます。第二十一條から第二十六條までは、電波監理総局の内部組織及びその地方機関に関する定めでございまして、今後放送關係その他相当事務も増加いたすことが予想されるのでございますが、極力行政組織簡素化の趣旨に従うこととしたしまして、今回のところは現在の電波庁の組織をそのまま踏襲することにしたしております。

第二十七條は附屬機関の定めでございまして、電波技術審議会、電波観測所、職員訓練所、これらはいずれも現在の電気通信省設置法に掲げてあるものをそのままここに移した次第でござい

ます。第二十八條は職員。第二十九條は定員に関する定めでございまして、いづれも一般の設置法の例によつたものでございまして、第三十條の罰則は、委員長及び委員の兼職の禁止若しくは退職後の就職制限の規定に違反した場合の罰則でござい

ます。次に附則に参りまして、「この法律は、電波法施行の日から施行する。」といたしました。それから第二項は、この委員会の委員長及び委員の任命につきましては、総理大臣が国会の両院の承認を得て行うことになつておりますので、この行為をこの本法施行の日以前において行うことができないとの定めでござい

ます。次に第三項は、六年の任期を持つた委員を毎年一人ずつ交替して行くようにするための第一回に任命された委員の任期に関する特例でござい

ます。第四項は、委員会の設置に伴ひ電気通信

省は他面みずから多数の無線施設を運

用して公衆通信の事業を行なつてお

省設置法中の一部改正の規定でございますが、これは別に電氣通信省設置法中一部改正案が最近提出されましたので、それによりましてこの項は修正されることになっております。第五項から第七項まで、及び第九項はこの委員会設置に伴い関係法律の改正を行わんとするものでございます。

これを以ちまして概要の御説明を終ります。

○委員(松野重内君) 外に御質問はございませんか。

○河井彌八君 電波監理委員会設置法案は内閣委員会の所管事項と非常に密接な関係があります。私を以て言わしめますれば、電波監理委員会設置法案はむしろ内閣委員会所管の法律案であるというように考えられますので、内閣委員会としての観点から説明を求めたいと、かように考えます。主としてそういう観点からお伺いしたい。而してもう一つは、この監理委員会は電波法の内容を了解しないならばどうも十分に検討ができないという嫌いがあるのではないかと、先ず以内閣委員会の立場から伺いたい。

第一点は、この委員会を電氣通信省から分離して総理府の外局としなければならぬという理由、これについて伺いたいと思ひます。先刻は電波事業の施設をしておるものとそれの監督をしておるもの、施設をしておる者が監督をするというところは行政上よろしくない、公平でないという見地からこれを外に出すのだということであり、それが、総理府の側から見ると、そういう同じような理由でいふ／＼なもの、盡く総理府の外局になる心算がある。そういうことはやはり国家行政組織全

般から見まして、甚だ錯雑したものに総理府の組織がなつてしまふというところは面白くないと、かように考えるのであります。そこで何故に総理府にこれを委譲してしまふなければならないかという理由について、只今の御説明のあつた以上、その理由を承つて見たいのであります。それが一点。

○政府委員(網島善吉君) この電波行政の行政機関を電氣通信省から分離いたしましたのは、先程事務次官の提理由につきましては、先程事務次官の提理由に申しますものは非常に有効な通信の手段でございまして、あらゆる分野におきましてこれを利用したいという熱烈な希望を持っております。一般公衆通信を取扱つておるものと、この電氣通信省以外におきまして、むしろそれ以上にこの重要な通信手段として国家公安委員会、或いは海上保安庁その他気象台、或いは又国鉄、鉄道その他民間の各分野におきまして、この電波の利用に關しまして多大の関心と熱望を持つておるものでござい

ことはとかく外部から見られますと、いわゆる俗に言う色目で見られ、これを見られるというところが行われ勝ちなのであります。一例を申上げますならば、いわゆる猫とカナリヤを一緒の籠の中に入れて置くというやうな工合でございまして、結局カナリヤが猫に喰われてしまふのやうなやうな批評もたびたび聞かれます。従ひましてこの一般のやうな偏見のなみの考え方をなくする意味において、或いは又それ自身この特殊な利害關係に捉われず全く中立な立場からこの行政を担当するといふ意味から切離してしまし

中公正なところへ持つて行くという方がよいという結論に到達したのであります。然らばこれをこの省に當らせたいかといふことになりまして、電氣通信省にいたしまして、或いは農林省にいたしまして、或いは通商産業省にいたしまして、それぞれやはりこの電波につきましては利害關係を持っております。従ひまして、結論といたしまして内閣総理府の外局とするのが一番適當であらうというところになつた次第であります。向このやうな行政を総理府に持つて行くといふことについて一般的な御質問がございまして、これは行政管理局の方から御答弁願つた方が適當であらうと存じます。私からは差控へさせていただきます。

○説明員(關道雄君) 総理府の外局に数多くの部局が付いておまして、これが余り複雑なものになることはお説のごとく非常に望ましくないことと存じます。原則としてはさうでござい

見ましても、如何なる分類、或いは組織原理によりまして、いずれの省にも屬するが不適當である、大きな分類であるところの省又はこれに類する機關に屬するが不適當である組織が出て来るのは共通の現象でございまして、イギリスにおきましては、これは全部大蔵大臣がやういふ部局を一括して国会においてこれに關する責任を取るといふ形になつております。又アメリカにおきましては、これらが全部いわゆる獨立機關といふ形を取つて、大統領の直轄に屬するといふ形を取つておるおけであります。そこで我が国におきましては、さういふ役割を或る程度に總理府に持たせたいことが必要になつて参るわけでありまして、總理府の部局といたしましては凡そ二つに分けて考えられるのであります。第一は内閣総理大臣が持つておられますこの行政各部を指揮監督するといふ職責に對しまして、これの補佐の部局といたしましての例えは行政管理局であるとか、さういふ種々の役所、こ

存じますが、その外に今申上げましたやうな各省に屬するものが不適當であるといふ部局を集めて、ここに屬させるといふことになるのはどうも止むを得ない傾向でございまして、そのうち又あとの部分に二つ種類がございまして、民間行政でやつておられますやうな公平中正を旨として行つた下に屬させるのが不適當であるといふもの、これはやはり總理府としては最も適當な種類の部局の一つであつて、そこで電波監理委員

かと思ひます。そのもう一つのは、いわゆる先程までございしたやうな用紙の割當事務局のごときは、いずれの部局にも省にも所屬させることが不適當であるといふ單純な理由で總理府の方に入つておられますので、これは成るだけ整理することが適當であるかと存じます。

○河井彌八君 只今の御説明必ずしも了承し得ない点があると思ひますが、併しこれはむしろ行政管理局の長官に政府全体の行政組織の中において如何にあるべきかという点について、もう一度總理府の代表的な意見を聞いて見たいと考へますが、今日はこの程度にいたします。

それからもう一つ重要な事項として考へておられますことは、この第二十一條の電波管理局に三部を置くといふことになつておられますが、管理局の中に部を置くといふのは国家行政組織法第七條第二項及び二十四條の二つ、この規定、これは参議院がこの前々国会において強く修正を加えておた事柄であります。それと全く相反することになる。これは原則的にすて止しているものでも五月三十一日限り廢止するといふまでになつてゐるのです。が、その原則に違反するものがここにできて來てゐるのです。これに對しては政府の根本方針がどこにあるかといふことはつきりとしたして置きたいのですが、これについて何か説明を得られるならば頂きたい。これもやはり全般の行政組織の問題であり、それが適當かとも考へますが、一応政府の説明があるならば何つて置きたいと思ひます。

○説明員(關道雄君) 只今の御質問で

ございましたが、お話の点は局又は官房に部を設ける場合のことではないかと思ひます。委員会につきましては、第七條の四項に「前二項の規定は、事務局の内部組織に、これを準用する。」といふことで、部を置き得ることになつておりますので、その点は差支へはないかと存じます。

○河井彌八君 もう一つ伺ひます。第二十九條の委員会に置かれる職員は、定員といふのは、これはどういふふうにして決まるものでありますか。別にこの定員法を出すのか、どういふ取扱をするのかといふことも内閣委員会としては重要な点であり、これを一つ伺ひたいと思ひます。

○説明員(關道雄君) これにつきましては、近く定員法の改正を行ひまして、その中で所要の改正を行ひたいといふふうを考えております。

○河井彌八君 この委員会に關する定員はどういふふうにして予定しておられるか、只今の定員法の改正を待つまでもなくここで説明を伺ひたいと思ひますが、如何ですか。

○政府委員(網島毅君) 只今關説明員から説明がございましたように、近く政府から定員法の改正が提出されると思ふのであります。私共の方から行政管理局を通じて、その改正案に盛り込まれるようにお願いしてゐるところの案は、原則として定員は現在の電波庁の定員をそのまま踏襲するといふのであります。ただこの設置法並びに電波法にもございますように、この新しい行政をやるために審理官といふのが設けられることになつておりました。この五人の審理官の定員は是非私共として必要のうちに存じてお

ります。その他電氣通信省からすでに電波庁に移された電離層の研究業務がございまして、これに關する定員は電氣通信省の方から削除いたしまして、この新しい電波監理委員会の方へ持つて来るということになつております。現在の電波庁の定員は昭和二十四年度におきまして三千八百二名でございまして、新しい電波監理委員会の定員も大体この数字に落付くのではないかと私共も考えております。勿論委員の數、先程申し上げた審理官その他は今御説明した電波觀測要員、その他の若干の要員は必要と考えておりますが、これはまだ最後の決定したといふふうには私共は考えておりません。

○河井彌八君 政府委員の御説明の程度であります。内閣委員としてこういう問題の取扱ひに非常に困るのであります。全体を見渡してそうして適當な決定をしなければならぬ。それだけお申して置きます。それから行政組織法に關する各省の一部の改正とか、設置法の一部の改正といふようなものがこれから出て参りますが、それなども皆ばら／＼でありまして、非常に困るといふことを附加して置きます。更に予算關係はどうなりますかそれも伺ひたい。

○政府委員(網島毅君) 予算につきましては、現在すでに国会に提出されておりますところの政府予算の中に織込まれておりますが、その詳細の数字につきましては、只今私共にも覚えておりませんので、次の機会にでも若しも御必要でありますならば、数字を御覽に入れて御説明したいと思ひます。

○河井彌八君 内閣委員といたしましては、まだ伺ひたいことも若干あります。すが、その御答弁によりましては相當時を要すると思へますから、今日はこの程度でお止めを願ひたいと思ひます。

○委員(松野喜内君) 皆さんにお話いたしました。只今河井委員から本日の内閣との連合委員会はどの程度にして置きたいとの發議であります。如何ですか。

○河井彌八君 できるだけ早く再開を願ひたいと思ひます。併しこれは一つ私の方都合もありますから、もう一度御交渉を頂きたいと思ひます。

○小林勝馬君 大臣の御答弁をさつきから御要求のようですが、要求するものがありましたら、この際おつしやつて頂いておいて、次回を成るべく早くお願いしたいと希望申上げて置きます。

○河井彌八君 少くとも行政管理局長官の出席を要求します。

○委員(松野喜内君) 承知しました。それでは本日はこの程度を以て連合委員会を打切ることいたします。

午後二時七分散會
出席者は左の通り。
電氣通信委員
委員長 松野 喜内君
理事 橋本萬右衛門君
小林 勝馬君
委員 大島 定吉君
新谷寅三郎君

内閣委員
委員長 河井 彌八君
理事 カニエ邦彦君
委員 小林 英三君
藤井 新一君
小杉 繁安君
竹下 豐次君
三好 始君

政府委員
電氣通信 尾形六郎兵衛君
政務次官 網島 毅君
電波監理長官 關 道雄君

説明員
總理府事務官 關 道雄君
行政管理局長官 關 道雄君
理部第三課長

昭和二十五年二月二十三日印刷

昭和二十五年二月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所